

よなごの国保

国民健康保険料を納めましょう！

保険料の納付は口座振替で!!

普通徴収の納付方法は、「口座振替」でお願いしています。口座振替は、うっかり納め忘れがなく、納付場所へ行く手間もはぶけるなど、とても便利です。口座振替の手続きをされていないかたは、この機会に口座振替をお願いします。

お申し込みの手続き

キャッシュカードによる手続き(ペイジー口座振替サービス)

専用端末機に金融機関のキャッシュカードを通し、暗証番号を入力すれば手続きは完了です。

口座届出印の押印が不要で、口座振替開始までの期間が短縮できます。

【申込場所】 市役所本庁(1階7番窓口)または淀江支所地域生活課

【手続きに必要なもの】

- ・ 口座振替を希望される口座のキャッシュカード、ただし、法人カード、代理人カード、生体認証ICキャッシュカード等、一部利用できないカードがあります。
- ・ 申請されるかたの本人確認書類(保険証、運転免許証等)
- ・ 納入通知書

【ご注意】

キャッシュカードによる手続きは、口座名義人ご本人が窓口で手続きしていただく必要があります。

口座振替依頼書による手続き

【申込場所】 口座振替を希望される金融機関(※)

※ 口座振替が利用可能な金融機関に限ります。

【手続きに必要なもの】

- ・ 口座振替を希望される金融機関の通帳(利用可能な口座種別に限ります。)
- ・ 通帳お届け印
- ・ 納入通知書

口座振替が利用可能な金融機関

山陰合同銀行、鳥取銀行、米子信用金庫、島根銀行、中国労働金庫、中国銀行、ゆうちょ銀行、鳥取西部農業協同組合、鳥取県信用漁業協同組合連合会

(口座振替依頼書の手続きのみ対応の金融機関)

鳥取県信用漁業協同組合連合会

利用可能な口座種別 普通預金、当座預金、通常貯金、普通貯金

米子市保険課

TEL (0859) 23-5121(高額療養費等)
23-5122(保険証、後期高齢者医療等)
23-5407(人間ドック)

23-5124(納付相談等)
23-5129(口座振替等)

令和2年9月1日

接骨院・整骨院(柔道整復師)のかかり方

医療機関を受診するように、接骨院・整骨院での施術も国民健康保険証を使用することができます。ただし、使用できる場合が限定されていますので、ご注意ください。

国民健康保険が使える場合	■打撲・ねんざ・挫傷(肉離れなど) ■脱臼・骨折(応急手当を除き、脱臼・骨折の場合は医師の同意が必要)
国民健康保険が使えない場合の例(全額自己負担)	■単なる肩こりや筋肉疲労 ■スポーツや部活動に伴うからだのケア ■脳疾患後遺症、リウマチなどの慢性病 ■症状の改善がみられない長期の施術 ■医療機関で同じ負傷等の治療中のもの

施術を受ける時の注意点

- 負傷の原因を正しく伝える。
- 請求内容(負傷原因・負傷名・日数・金額など)をよく確認し、必ず自分で療養費支給申請書に署名する。
- 領収書をもらう。(医療費控除を受ける際に必要です。)
- 症状が長引く時は、別の病気かもしれません。医療機関を受診しましょう。

鍼灸・マッサージ師のかかり方

鍼灸・マッサージ等の施術を国民健康保険で受ける場合は、医師の同意書または診断書を提出する必要があります。

鍼灸の施術を受けられるかたへ

- 国民健康保険が使える場合
- ・主として神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症および頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けたときに保険の対象となります。
- 治療をうける場合の注意
- ・保険医療機関(病院、診療所など)で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり・きゅう施術を受けても保険の対象にはなりませんので、ご注意ください。

マッサージの施術を受けられるかたへ

- 国民健康保険が使える場合
- ・筋麻痺や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例については施術を受けたときに保険の対象となります。
- 治療をうける場合の注意
- ・単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象となりませんので、ご注意ください。

交通事故などにあつたとき(第三者行為)

交通事故や暴力行為など、第三者(加害者)の行為による治療に米子市国民健康保険(国保)を使う場合は、保険課への届出が必要です。

第三者の行為の場合、加害者が責任に応じて医療費の全額を負担することが原則ですが、国保を使うことにより加害者が負担すべき医療費を国保が一時的に立て替え、あとで国保が給付した医療費を加害者へ請求(求償行為)します。

届出をしないまま加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと、国保が支払った医療費を加害者へ請求できなくなることがあります。

その場合、国保が支払った医療費は被害者のかたから返還していただくことになります。

交通事故などで治療を受ける場合は、保険課にご相談・届出をお願いします。

後期高齢者医療制度のかたも交通事故などの第三者行為が原因で治療を受ける場合は、保険課へ届出をしてください。

国民健康保険医療費についてのお知らせ(医療費通知)について

令和2年7月に令和2年1月から3月受診分の医療費通知をお送りしました。

医療費通知については、医療費に要した費用等を通知して医療費について考えていただくためにお知らせするものです。また医療費通知は、確定申告の医療費控除の資料としてお使いいただくこともできます。

しかし医療費通知を作成するためのデータの都合上、11月・12月受診分の医療費については、確定申告の期間までに医療費通知をお届けすることができません。そのため11月・12月受診分の医療費については診療を受けた医療機関の領収書をもとに申告をお願いします。

なお、医療費通知につきましては、再発行をいたしておりませんので、ご注意ください。

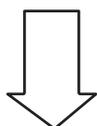
医療費控除につきましては、医療機関の領収書でご申告いただけますので、大切に保管いただきますようお願いいたします。

※米子市国保医療費のお知らせについては、3か月ごとに送付しております。

保険料の納付が困難な場合は、保険課の窓口でご相談ください

もし保険料を納めないでいると……

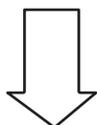
納期限を過ぎると



督促状の送付：保険料とは別に督促手数料が加算されます。

※ 納期限の翌日から納付日までの期間に応じて延滞金が加算されることがあります。

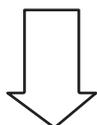
まだ納付がないと?



催告等の実施：文書、電話、訪問による催告を行うことがあります。

※ 差押(滞納処分)：財産(預貯金、給与等)の差し押さえをすることがあります。

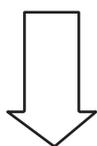
さらに納付がないと?



短期被保険者証の交付

※ 通常の保険証より有効期間が短く、更新手続きは窓口となります。

それでも納付がないと?



被保険者資格証明書の交付：保険証を返還していただき、「被保険者資格証明書」を交付します。

※ 資格証明書で受診された場合、医療機関の窓口で一旦、医療費の全額(10割)を自己負担していただきます。

最終的には!!

保険給付の一部または全部が差し止めになります。

※ 保険料の納付が困難な場合は、納付相談をしてください。

健康診査を受診されたかたへ

米子市国民健康保険の特定健康診査または人間ドックを受けられたかたで、対象のかたには、「健診結果相談会」「健康づくり懇談会」のご案内(特定保健指導利用券)を随時お届けしています。

保健師、管理栄養士と一緒に健診結果から健康について考えてみませんか。

ご参加お待ちしております。



(健診結果相談会の計測の様子)

無料低額診療事業のお知らせ

無料低額診療事業は、生活困難なかたが経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会が制限されることのないよう、無料または低額の診療費で治療を受けられる事業です。(社会福祉法第2条第3項第9号)

減免を受けることができるかた

経済的な理由により、診療費の支払いが困難なかたが対象です。

減免金額

診療費10パーセント以上または全額が免除となります。

なお、調剤薬局でのお支払いや、介護保険の負担金は対象となりません。

市内の実施医療機関

所在地	医療機関名	連絡先
683-0825 米子市錦海町3丁目4-5	錦海リハビリテーション病院	0859-34-2300
683-0052 米子市博労町3丁目80-1	米子診療所	0859-34-1201
689-3514 米子市尾高2740-1	おおたか診療所	0859-27-9190
683-0103 米子市富益町1128	弓ヶ浜診療所	0859-25-6030

※ 利用対象者や減免金額等の詳細な基準は、施設ごとに異なりますので、くわしくは各実施医療機関までお問い合わせください。